

平成30年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成30年3月23日

午前9時45分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	真弓啓	局長補佐	大塚美季
--------	-----	------	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	面巻昭男
総務部次長	谷口智子	総務課長	仲村佳真
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	黒崎益範
健康福祉部次長	加藤恵三	健康対策課長	北典子
生活環境部長	植村俊彦	環境対策課長	栗本公生
住民課長	浦野歩美	都市建設部長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
下水道課長	寺田良信	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	中原潤
生涯学習課参事	井上貴至		

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 予算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 議案第 30号 平成 29 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 追加日程 2. 発議第 1 号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書について
- 追加日程 3. 発議第 2 号 核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

8番、井上委員長。

○建設水道常任委員長（井上卓也君） それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月14日、委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審査を行いましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、1. 付託議案について。（1）議案第19号 平成29年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額に30万8千円を増額し、歳入歳出それぞれ13億7,380万3千円にするもので、歳入歳出ともに人事院勧告に伴う給与改正による人件費の補正であり、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第22号 平成29年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について、人事院勧告による人件費関係80万6千円の増額補正をするものであり、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に（3）認定第1号 町道認定及び町道の一部廃止について、都市計画法第29条の開発道路5路線と、建築基準法第42条の位置指定道路2路線、町の道路新設工事による1路線の合計8路線について、町道に認定し、また国の道路整備に伴い、町道1路線の一部を廃止するもので、委員より、町道認定に至るまでの経緯など若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。本案については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、（4）陳情第1号 峨瀬自治会内町道（546号線）の安全対策について、町道546号線につきまして、今後、宅地開発や近所の大型店舗の開店などにより、抜け道として通行車両が増えることが予想されることから、カーブミラーや安全啓発看板の設置等、交通安全対策のハード面の整備について、町に進めていただくよう議会として

も提言してほしいというものであります。

はじめに、町長宛にも同趣旨の要望が提出されているため、その要望内容と町の対応について、理事者側の報告を求めました。

委員より、町の方から峨瀬自治会さんに回答した後、理解していただいているかなど若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁しております。

本案について、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。

続いて、2. 継続審査について（1）都市基盤整備事業に関することについて①都市計画道路の整備促進に関することについて、いかるがパークウェイにつきまして、三室・紅葉ヶ丘区間における工事、五百井・興留区間における事業用地の取得は、順調に進捗しており、その他、特に報告することはないとのことでした。

次に、②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、奈良県との包括協定の締結が、3月22日で調整が出来たこと、今後の進捗については、適時、委員会にも報告、相談をしていくとの説明がありました。

委員より、3月22日に結ぶ協定の内容は、こういった形のものなのかなど、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、3. 各課報告事項について、（1）平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、当委員会の所管に関しますことについて、説明がありました。

委員より、まちなか景観形成事業などの補助金などについて、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、（2）行政組織の機構改革について、当委員会の所管に関しますことについて、説明がありました。本機構改革は、スリムな組織体制により、限られた職員で効率的な事務事業を進めるため行うもので、「上水道課」と「下水道課」を「上下水道課」に統合し、「都市建設部」を、3課体制にするとのことでありました。委員より、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、（3）斑鳩町防災ハザードマップについて、当委員会の所管に関する箇所について、説明がありました。

次に、（4）公共下水道事業に関することについて、平成29年度の工事進捗状況、平成30年2月末の公共下水道接続申請状況、平成36年度末までの計画区域、平成30年度の整備予定箇所などについて、資料により説明がありました。

委員より、平成30年度の工事予定箇所などについて若干の質疑があり、それぞれ理

事者より答弁されております。

次に、（５）県域水道一体化構想について、資料により、説明を受けました。この計画は、県営水道のみで上水道を供給されている自治体以外の自治体に向け、平成３８年度を目標に、計画的に県営水道化に向けて統合されていくもので、将来的には、経営統合を目指されるということで、平成３０年度には一定の方針が定められ、県水一体化に向けた検討会が立ち上がるとともに、財政的な問題や、施設管理的な問題等について、議論が進められるとのことであります。

委員より、県がどういう目的でこれを進めようとしているか、など若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

以上が、開会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようによろしくお願いいたします。

これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程２．厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

２番、小林委員長。

○厚生常任委員長（小林誠君） それでは、３月１５日に本会議より付託を受けた議案等を審査するために厚生常任委員会を開催いたしましたので、その審査結果についてご報告いたします。

まず、３月定例会の付託議案について。（１）議案第１号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、平成３０年４月１日から居宅介護支援事業所の指定権限が奈良県から市町村に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるものであります。

本案については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第３号 所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。所得税法等の一部を改正する等の法律により所得税法が改正され、平成３０年１月１日から施行されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

本案についても、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しております。

次に、（３）議案第９号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。改正された地方税法が平成３０年４月１日から施行されることに伴い、本条例においても所要の改正を行うものであります。また、本町が奈良県に対し支出する国民健康保険事業費納付金の財源として徴収する国民健康保険税について、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の資産割額並びに介護納付金課税額の世帯別平等割額を廃止することに伴い、納付金の財源の確保その他国民健康保険事業特別会計の適正な運営に資するために国民健康保険税の課税額等の改定等、所要の改正を行うものであります。

委員からの質疑として１．資産割廃止により保険税が値上がりする世帯について。２つとして、資産割を廃止する市町村の状況について質疑があり、理事者から一定の答弁がなされております。

本案については賛否両論でありましたので、採決を行った結果、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しております。

次に、（４）議案第１０号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により改正された高齢者の医療の確保に関する法律が、平成３０年４月１日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。本案についても、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）議案第１１号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により改正された国民健康保険法が平成３０年４月１日に施行され、平成３０年４月から国民健康保険事業が都道府県単位で運営される制度に改正されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。本案についても、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（６）議案第１２号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について。第７期介護保険事業計画に定める保険給付の推計量に基づき、介護保険料の総額が推計されたことから、平成３０年度から平成３２年度までの保険料率を定めるため、本条例において所要の改正を行うものであります。

委員からの質疑として１つ、保険税の収納率について。２つとして、過料の対象者を拡大することの背景について質疑があり、理事者から一定の答弁がなされております。

本案についても、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（７）議案第１３号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について。法律の基準が改正され、平成３０年４月１日から施行されることに伴い、改正内容に準じて本条例において、所要の改正を行うものであります。

本案についても、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（８）議案第１４号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。法律の基準が改正され、平成３０年４月１日から施行されることに伴い、改正内容に準じて本条例においても、所要の改正を行うものであります。

委員からの質疑として１つ、オペレーターの集約について。２つとして、基準の改正に該当する事業所について、３つとして、改正した項目で斑鳩町に該当しない施設について。４つとして、法律改正の背景について質疑があり、理事者から一定の答弁がされております。

本案についても、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しております。

次に、（９）議案第１５号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について。これも法律の基準が改正され、平成３０年４月１日から施行されることに伴い、改正内容に準じて本条例において、所要の改正を行うものであります。

委員からの質疑として１点、町内に該当する事業所について質疑があり、理事者から一定の答弁がされております。

本案についても、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しております。

次に、（１０）議案第１８号 平成２９年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について。人事院勧告の内容に準ずる人件費に関するもののほかに、財政安定化支援事業繰入金確定による補正でありました。

委員から特段の質疑もなく、本案についても、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しております。

次に、（１１）議案第２０号 平成２９年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について。保険事業勘定では、人事院勧告に伴う給与改定及び育児休業等に伴う人件費の補正並びにそれに伴う一般会計からの繰入金の予算補正に関するものであり、また、介護サービス事業勘定では、人事院勧告に伴う人件費の補正でありました。

委員から特段の質疑もなく、本案についても当委員会として満場一致で可決すべきも

のと決しております。

次に、（１２）議案第２１号 平成２９年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について。奈良県後期高齢者医療広域連合に支出する保険基盤安定負担金の確定に伴う補正でありました。

委員から特段の質疑もなく、本案についても、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しております。

次に、（１３）陳情第２号 手話言語条例制定に関する陳情について。陳情の趣旨は、障害者基本法の改正により、手話が言語として位置付けられたことから、町民みんなが手話の理解に努め、使用することができる環境を整備するために、手話言語条例を制定することを求めるものでありました。

まず担当課に確認したところ、昨年１１月に町長あてに同じ内容で要望書が提出されており、１２月にはその要望書の回答がされておりました。その内容は、平成３０年度において、手話言語条例の調査研究を行い、平成３１年度以降において、条例の制定を検討していくことの回答であったことから、当委員会として満場一致で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、（１４）陳情第３号 一時預かり保育事業に関する陳情について。陳情の趣旨は、一時預かり保育の枠を保育園に入園している子どもだけではなく、別枠で一時預かりを希望する方のために、受け入れる枠を確保して欲しいとの内容・陳情でございました。

委員からの質疑として、１つ、一時預かり保育の現状について。２つとして、民間の一時預かり料金について。３つとして、一時預かりの要件について。４つとして、行政の次年度の対応について等の質疑や、また、委員から民間での一時預かりに対する差額を補助するような制度の創設が要望されております。

陳情を審議していくなかで、町の対応として、まずは待機児童を出さない努力をしていくなかで、平成３０年度には少しでも一時預かりの受け入れができるよう工夫をし、現状よりも最低４名の新たな枠を確保していくとの考えが示されております。

以上の点を踏まえ、当委員会として審査した結果、満場一致で趣旨採択すべきものと決しております。

以上が３月定例会の付議議案に関する審査の概要であります。

続いて、継続審査について、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし審査をおこないました。審査内容は２点、先ず１点目。可燃ごみ広域

化処理に関する協議について。大和郡山市から、生駒市、平群町、奈良市に斑鳩町が広域化への取組みの勉強会に参加することへの合意について諮っていただき、次回勉強会より参加できることの連絡を2月27日にいただいたことのご報告を受けました。2点目といたしまして「斑鳩まほろば宣言・推進計画」（案）について。具体的な事業内容、取り組み時期等の推進計画（案）が取りまとめられたので報告を受け審査をおこないました。

委員からの質疑として1つ、ペット用の紙オムツの処理について。2つとして、小型バイオマスエネルギーの実証実験について質疑があり、理事者から一定の答弁がされております。

続いて、各課報告事項について、（1）議案第17号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について。当委員会、健康福祉部、生活環境部が所管する補正について補正予算書に基づき報告を受けました。主な補正内容は、3点。1つ、重度障害者等の日常生活用具給付費が当初見積りを上回ることによる補正。2つとして、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金が確定したことによる補正。3つとして、人事院勧告及び育児休業等に伴う人件費の補正でありました。

次に、（2）行政組織の機構改革について。

次に、（3）奈良県後期高齢者医療保険料の改定等について。平成30年度以後の保険料率が改定され、均等割額については、44,800円から45,200円に、所得割の率につきましては、8.92%から8.89%へ改定することや、均等割軽減の判定所得基準額の引き上げをすることの報告でありました。

次に、（4）国民健康保険税の課税限度額の改定等について。平成30年度の地方税制の改正の一環で、国民健康保険税の課税限度額と軽減判定に係る所得基準が改正されることによる関係条例の改正でありました。

次に、（5）第3期斑鳩町国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）についてであります。「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」に基づき策定しております「第2期特定健康診査等実施計画」の計画期間が平成29年度で終了となることから、引き続き、生活習慣病対策の充実を図り、さらに促進していくために、第3期計画として策定することの報告でありました。

次に、（6）ごみ収集作業中における事故について。去る3月12日、町立たつた保育園におきまして食品トレイを回収するために停めていたダンプトラックのハンドブレーキが不十分だったため、向かいの民家のエアコン室外機に衝突した事故の報告を受け

ました。

以上が厚生常任委員会の概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますよう宜しくお願いを申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 次に、日程3. 総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

7番、嶋田委員長。

○総務常任委員長(嶋田善行君) 去る3月16日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催しましたので、その概要をご報告します。

まず本会議より付託を受けました9議案につきましては、すべて満場一致で原案通り可決すべきものと決しましたことを最初にご報告いたしておきます。

それでは、議案第2号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

この議案につきましては、各課報告事項の行政組織の機構改革についてと関連するため合わせて説明がなされました。スリムな組織体制により、限られた職員で効率的な事務事業を進めるため、町の行政組織機構を再編することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うもので、健康福祉部と生活環境部を、住民生活部として6課体制に統合する。上水道課と下水道課を統合し、上下水道課とし、都市建設部を3課体制にする。それに関連し、斑鳩町議会条例の文言整理、及び行政の委員会や協議会等の庶務担当の部の名称を改めるものであるとの説明がなされました。

次に、議案第4号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町特別支援教育就学指導委員会に関して、早期からの教育相談、支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うこととするため、その名称及び所掌事務について改正を行うものであり、名称を斑鳩町教育支援委員会に改め、担当する事務を、特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学指導及び教育支援を行うための調査審議に関する事務に改めるとのこと。委員より若干の質疑がいたされました。

次に、議案第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成29年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が行われ、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであるとの説明がなされました。

次に、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先の議案第5号と同様の趣旨で、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものであるとのこと。

次に、議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先の議案第5号及び議案第6号と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものであるとのこと。

次に、議案第8号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成29年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与等に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものであり、勤勉手当の支給月数の改定、給料表の改定等であるとの説明がなされました。

次に、議案第16号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、4月1日から施行されることに伴い、その改正内容に準じ、損害補償基礎額の加算額の変更であるとの説明がなされました。

次に、議案第17号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてであります。本補正予算では、人事院勧告及び育児休業等に伴う人件費の補正が主なものであり、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ9億8,259万8千円とするもので、各費目別に説明がなされました。また、繰越明許費等の説明もなされております。

最後に、議案第29号 平成29年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の変更についてであります。工期の変更であり、理由は、設計監理事業者の担当者が急逝されたことに伴い、担当者が交代されたことから工事に遅れが生じたためであるとの説明がなされました。

次に、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

史跡中宮寺跡竣工式典は5月13日史跡中宮寺跡にて開催予定。史跡中宮寺跡整備に係る周辺の整備工事について、史跡地北側の隣接地において、史跡地内にある農道の付け替え工事を行うにあたり、当該地の発掘調査を行っていたところ、東西に並んだ柱穴の列を確認した。この遺構が中宮寺に関した遺構の可能性もあることから、史跡中宮寺跡整備検討委員会と相談し、また、県教育委員会とも協議して、今後の方針を定めたいとのこと。委員より、史跡中宮寺跡竣工式典の開催費用の詳細等について質疑がいたさ

れました。

続きまして各課報告事項であります。

一つとして、斑鳩町の財務書類（平成28年度決算）について、国において、統一的な基準による財務書類を、原則として平成29年度末までに全ての地方公共団体で作成するよう要請された。本町では、この国からの要請を踏まえ、統一的な基準による公会計の導入に着手し、今回、平成28年度決算では、一般会計の財務書類に加えて、特別会計や公営企業会計などの関連する会計を含めた連結ベースでの財務書類を作成したとして、財務書類により説明がなされました。

次に二つとして、まちあるき拠点の公募型プロポーザルの概要案についてであります。まちあるき拠点整備として、地元説明会で出た意見を踏まえて、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の概要案について説明がなされました。委員より、予定地内における建物の配置に関して、斑鳩ブランドについて、駐車場の営業時間や形態について、施設内トイレについてなどの質疑がいたされました。

次に、三つとして、斑鳩町防災ハザードマップの配布についてであります。

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用することを目的として、洪水、地震、ため池の3種類のハザードマップの内容に加え、避難情報の種類など防災に関する情報を1冊の冊子にまとめた防災ハザードマップを各戸配布するとのこと。委員より若干の質疑がいたされました。

次に、四つとして、町有地の売払いについてであります。平成19年、龍田南2丁目地内で、市街化調整区域内の公道に接していない土地の寄附を受けたが、一般の方から、農地として購入したい旨の申し出があり、一般競争入札による売払いを考えている。また、一般競争入札による興留5丁目地内の松楽園南側の町有地の入札結果については、3件の申込みがあり、2月27日に実施した入札において、3,141万1千円で法人の方が落札された。なお、落札者でない応札者の1人から、落札の無効を求める旨の申入書が、町に提出されているとのこと。委員より、無効を申し立てた理由について、質疑がいたされましたが、この件については、裁判で争う可能性があるため、詳細の説明については控えたいとの答弁がなされております。また、他の委員より若干の質疑がいたされております。

次に、五つとして、町民体育大会についてであります。

2月25日に自治会を対象とした町民体育大会説明会を開催し、第60回町民体育大会を最後の大会として開催する旨の説明をしたが、理解を得るに至らなかった。そこで、

今回の町民体育大会開催後において町民体育大会の今後のあり方について、改めて地区の代表者の皆さんを交えて十分議論する機会を設けて検討したいと考えているとのこと。委員より若干の質疑がいたされました。

その他の報告として、奈良県ウォーキング協会と、王寺町・三郷町・安堵町・斑鳩町といった西和地区の聖徳太子ゆかりの自治体が協議し、平成30年11月下旬に日本ウォーキング協会認定の全国規模のツーデーウォークを開催することで合意したとのこと。また、斑鳩町史の編さんについて、古代、中世、近世、近代等の各分野の執筆者の人選を終え、本年4月から調査・執筆活動を始めることとしているとの報告がなされました。

最後に、その他として、議長より、コミュニティバスに関し、公共交通会議の開催について質疑がいたされました。

以上が当委員会の概要報告であります。詳細につきましては会議録を整理いたしますので、その後ご覧いただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 次に、日程4. 予算審査特別委員長報告についてを議題とし、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

12番、木澤委員長。

○予算審査特別委員長(木澤正男君) それでは、去る3月9日、12日、13日の3日間にわたり審査を行いました、予算審査特別委員会の審査の概要と結果について報告させていただきます。

予算審査特別委員会は、本定例会初日の本会議より付託を受けました、議案第23号平成30年度斑鳩町一般会計予算について、また議案第24号から議案第26号までの平成30年度各特別会計予算について、及び議案第27号と議案第28号の平成30年度斑鳩町事業会計予算についての6議案を審査いたしました。

まず初めに一般会計予算総括説明と一般会計歳入全般について理事者より説明を受け、質疑をお受けしましたが、ここでは特段の質疑等はございませんでした。

次に、都市建設部にかかる予算について理事者より説明を受け、質疑をお受けいたしました。まず平成30年度斑鳩町一般会計予算にかかるものにつきまして、委員より、総務費の交通安全対策費の内容について、農業費が減額になっている理由について、有害鳥獣で駆除されたイノシシ等の販売ルートや流通の仕組みについて、当町猟友会の状況について、新規就農者の今後の見通しについて、特産品の開発について、県営ため池等整備事業負担金の町の負担率について、狩猟免許の取得等について、ナラ枯れ対策に

ついて、農業振興会補助金減額の理由について、生産調整対策推進助成金について、橋りょう維持費と修繕計画について、目安堤防線の状況と今後の見通しについて、グリーンベルト設置計画とそれにかかる費用について、町営住宅の補修について、藤ノ木線の交通安全対策について、まちづくり連携協定について、バリアフリー基本構想の策定について、空家活用促進改修事業について、公園遊具の設置について、まちなか観光景観形成事業について、公園等の草刈りについて、道路維持費について、法隆寺線の整備について、いかるがパークウェイ推進協議会の状況について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に平成30年度水道事業会計予算については、委員より、受水費が減っている理由について、配水管の整備・更新について、給水量の減少と加入負担金収入の今後の見通しについて、県営水道一本化の動きについて等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、平成30年度斑鳩町下水道事業会計予算については、委員より、国の補助金の動向について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で都市建設部にかかる予算審査を終わりました。

次に、総務部、会計室、議会事務局所管にかかる予算について理事者より説明を受け、質疑をお受けしました。委員より、第5次総合計画の策定について、防犯灯の新設工事について、新元号への移行にかかるシステム改修費について、役場東側駐車場における黎明保育園の駐車場使用料について、友好都市での物産展出店等に対する考え方について、防犯カメラ設置の考え方について、コミュニティバスのアンケート調査について、いかるがホールの空調設備工事について、昨年の成人式でのトラブルについて、Jアラートの更新内容と費用対効果について、ふるさと納税の見込み等について、公金収納にかかる手続き窓口手数料について、県リニアの会負担金について、ホームページ・観光マップの多言語化について、無料公衆無線LAN設置事業補助金について、聖徳太子えほん・巻物型パンフレットの作成について、創業支援センターについて、観光案内サイン整備工事について、奈良市・斑鳩町連携誘客の推進について、観光・防災情報アプリについて、奈良盆地周遊型ウォークルート案内サイン設置業務委託料について、自主防災組織の設立状況について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で総務部、会計室、議会事務局所管にかかる予算審査を終わりました。ここまでで一日目の予算審査を終了いたしました。

続いて、二日目は健康福祉部所管にかかる予算についてから審査を行ないました。理

事者より説明を受け、質疑をお受けいたしました。

まず、平成30年度斑鳩町一般会計予算にかかるものにつきまして、委員より、地域福祉計画推進協議会メンバーの構成とアンケートの実施内容等について、子ども子育て支援事業計画の策定について、子育て世代移住の促進について、マタニティ子育てタクシー利用助成制度について、児童虐待対策の充実について、児童家庭相談システムについて、地域福祉計画の策定について、生活困窮者の自立支援の相談窓口について、保育園の定員と申し込み状況について、病児保育にかかる協議の進行状況等について、子育てサポーターの育成について、法人後見センターとの連携について、老人憩いの家の運営と町の財政状況について、健康マイレージの実施について、子育てサロンの設置について、要約筆記派遣事業委託料について、私立保育所等の保育の実施について、社会福祉協議会への補助金減額の理由について、高齢者優待券発行の見込み等について、保育園の生活発表会の会場委託料について、産後ケア事業について、自殺対策計画の策定について、健康教育の実施について、心の健康づくり事業の実施について、子育て包括支援センターの取り組みについて、シルバー人材センターとの連携について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、委員より、介護予防事業等にかかるインセンティブについて、地域包括ケアシステムの評価について、総合事業完全実施による影響について、生活支援コーディネーター配置にかかる費用等について、保険料滞納者への対応について、第6期計画当初の給付見込みと実際の給付費総額とに大きな差ができたことに対する町の認識について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で、健康福祉部所管にかかる予算審査を終わりました。

次に、生活環境部にかかる予算について理事者より説明を受け、質疑をお受けいたしました。委員より、自転車等駐車場の運営委託にかかる費用の時間単価について、マイナンバーカードの発行件数とコンビニ交付サービスの利用件数について、使用済みの小型家電の回収について、リユースステーションの整備について、合特法の条文内容とその解釈について、収集業務の新たな民間委託について、伊賀市環境保全負担金について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、委員より、県単一化に伴う保険税の改訂と新年度当初予算の関係等について、国保税改定に伴う被保険者への周知について、国保税徴収体制の強化について、国保税の高騰に対する激変緩

和措置の実施について、資格証の発行について等の質疑があり理事者より一定の答弁がなされています。

次に、平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については、委員より、保険料改定の内容と住民への影響についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で、生活環境部にかかる予算審査を終わりました。

次に、教育委員会所管にかかる予算について理事者より説明を受け、質疑をお受けしました。

委員より、学童保育の運営にかかる備品等の予算について、幼稚園・小学校の空き教室を活用して実施する学童保育の実施に対する学校への影響や冷暖房等の設置状況について、学童保育の申し込み児童数と支援員、補助員の配置状況について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

教育委員会所管にかかる予算の審査については、総務費、民生費についての質疑を終了し、教育費の説明を受けたところで二日目の予算審査を終了いたしました。

続いて三日目は、教育費の質疑を受けるところからスタートしました。

委員より、電子図書サービスの充実について、小中学校の情報教育の推進にかかる予算の内容について、小中連携教育の実践にかかる予算減額の理由について、学習支援の実施にかかる予算額の変動について、春日古墳の調査について、町立幼稚園の園長の考え方について、史跡中宮寺跡の草刈り業務の委託について、町民体育大会の説明会等での状況について、小中学校の学校図書の整備について、心の教育相談とスクールカウンセラー事業について、青少年の悩み相談の実施について、小中学校の理科備品の充実に対する予算措置について、町立幼稚園の新年度の園児数の見込みについて、夜間中学校の運営について、小学校講師の配置について、30人学級編成に対する町の考え方について「なかま」の本の扱いについて等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で教育委員会所管にかかる予算審査を終わり、当委員会に付託されました全ての会計の審査が終了いたしました。審査の結果につきましては、議案第23号 斑鳩町一般会計予算から議案第28号 斑鳩町下水道事業会計予算までの6議案はすべて満場一致で可決すべきものと決しました。

委員皆様には、長時間にわたり終始ご熱心に審査を賜り、感謝を申し上げます。また理事者のみなさまには、予算委員会での貴重なご意見、ご提案につきまして真摯にご検

討いただき、今後の行政運営に反映していただきますことをお願い申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会の審査結果と審査の概要についての報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、後刻、会議録に整理をいたしますので、ご覧頂きますようお願いをいたします。ご静聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

初めに、議案第1号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第2号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第3号 所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第4号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第8号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第9号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第9号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の条例改正は国民健康保険制度が法改正され、県単位化されることに伴い、県から示される納付金を納めるために必要な額を集めるための税率の改定と、資産割を廃止し、医療分、後期支援分については、これまでの4方式から3方式へ、また介護分については、さらに平等割も廃止し2方式へと変更するものであります。

そしてこれらの改定に伴って、税負担が大きく引き上げとなる方が出ることが大きな問題だと考えます。今回、県から示された平成30年度分の納付金額は、現行税率で集めた場合の賦課総額と比較して差額がおよそ480万円程度であり、この分の税率改定はそんなに大きなものではありませんが、メインは資産割が廃止され所得割に振り返られ値上げとなる方の負担増がかなり大きなものになるというものです。

町から示された資料によりますと、例えば、介護分がかからない医療分と後期支援分ですね、40歳未満および65歳から74歳までの世帯で見ると、年間の所得が200万円、収入でいうと310万円程度の2人世帯では、固定資産がない場合、現行の年間税額23万8,600円が27万5,300円となり、36,700円の増となります。率でいうと13%の増です。更に介護分もかかる40歳から64歳までの世帯では、先ほどと同じように年間所得が200万円、収入では310万円程度の2人世帯では、固定資産がない場合、現行の年間税額29万7,900円が34万5,300円となり、47,400円の増。率でいうと14%の増となります。これが固定資産がある場合だと資産割がなくなるので、差し引きされ負担増となる額・率とももう少し低い値となりますが、固定資産のない場合、世帯の所得等によって負担増となる率はかわりますが、最大で18%増となる世帯があります。

本来、資産割というのは、固定資産を持っていて、税の負担能力があると判断され、その分の税が上乘せされるものです。しかし、近年、固定資産はあっても流動資産・現金があるわけではないので、払えないという方が増えてきているという話をお聞きします。実際に斑鳩町内の実態がどうなっているかについては、把握できていませんが、で

すので、資産割をなくしていくことについては、いたしかたないものだと考えますが、しかし、一律に廃止してしまっていていいものなのか、という点では疑問があります。負担能力のある方には、資産割をかけさせていただき税の負担を担っていただくことは、現在の国保財政を見ても必要なことだと考えます。しかし、固定資産を持っている方が先ほども申しましたように、現金を持っているかどうか、この把握ができないため、資産割を廃止をするならば一律にやるしかないものだと不本意ながら了承いたします。

しかし、それによって一方で、それによって最大で18%もの負担増となる世帯が出る。その方たちに極端にしわ寄せが行くことについては、問題があると考えます。そうしたことから、一時的なものではありますが、町として一般会計から繰入を行い激変緩和措置を行うべきだと考えます。

また、今回の税率改定により、介護分については、応能・応益の割合は50対50となりますが、医療分と後期支援分については、およそ46対54ぐらいの割合となり、応益の方の割合が高くなっています。つまり、低所得者に負担が重くなっており、そのことも問題だと考えます。これについては、町として今後、見直しが必要だと考えますが、県から示される標準保険料率にあわせるような改定をすると、特に介護分でとんでもなく負担増となる世帯が出るため、解消に向け、できるだけ住民の負担増とならないような方法について、今後、調査・研究を進めていただきたいと思います。

この間進められてきた国保制度の改定は、本来であれば、行き詰まった市町村国保財政をなんとかすることを出発点として議論が開始されたかと思いますが、結果的には、国からの財政補填も必要額に満たず、県単位化によって、県と市町村がどちらも保険者というわけのわからない状態がつけられ、町は保険者でありながら、県が勝手に決めておろしてくる方針に実質的にしたがわざるをえないという最悪の状況になりました。しかし、税率改定や資格証の発行、一般会計からの法定外繰入などは、市町村の権限であり、今後、住民の命と健康、暮らしを守るため、県に不当な方針の押し付けは許さないという姿勢が必要だと考えます。

町長をはじめ、担当職員のみなさまには住民ともっとも身近に接している町の立場から、現場の実態に合わせた声を国や県にあげていただきたいと思いますよう強く要望いたしまして、議案第9号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する私の反対意見とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） それでは、議案第9号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

今回の条例の大きな改正点は、平成30年度から国民健康保険制度が県単位化となり、県が財政運営の責任主体となることで、町が課税する国民健康保険税の趣旨が大きく変わったことにより、国民健康保険税の率等が変更になることでもあります。町は、県が按分し配分された国民健康事業納付金を納付しなければならないものであり、この財源を確保する国民健康保険税を設定することは当然のことであり、これにより、過年度の保険税収納分が累積赤字解消に充てることが予定されているなど、町の国保財政を考えた内容であると考えます。また、県が示す納付金の算定方法には、固定資産税や介護納付金分の世帯数が勘案されないことを考えると、国民健康保険税の資産割額及び介護納付金の平等割額を廃止せざるを得ない状況であることも、やむを得ないものと理解できるものであります。

今回の国民健康保険税の改定は、国民健康保険運営協議会での審議、答申を経て設定されたものであり、手続きも適正であると考えます。

町におかれては、国民健康保険運営協議会で出された付帯意見を尊重され、国民健康保険税の収納確保や医療費の適正化にいつそう取り組んでいただき、事業の安定した運営に努めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、議案第9号については、賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第10号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第11号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第12号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第13号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第14号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第15号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第16号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第17号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第18号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第19号 平成29年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第20号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第21号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第22号 平成29年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第23号 平成30年度斑鳩町一般会計予算について、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

討論を申し出た議員の発言を求めます。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） それでは、議案第23号 平成30年度斑鳩町一般会計予算について、賛成する立場から意見を申し上げます。

自治体を取り巻く状況は、住民の暮らしに関するさまざまな分野で、多様化・複雑化するニーズに対応することが求められているなか、少子高齢化と人口減少の同時進行など過去に例のない課題に直面するなど、一層厳しさを増しており、本町のもつ魅力と資

源を最大限に活用しつつ、これまで以上に選択と集中に基づく、最適な町政運営が必要となっています。

このような状況のなか、平成30年度予算では、新たに、小学校の英語の教科化等に向けて、小学校に外国人英語指導助手を配置されるほか、中学校コンピュータ室のパソコンのタブレット型パソコンへの更新や電子黒板の増設、小・中学校のエアコン設置に向けた導入方法等の調査など、時代に応じた教育の充実に重点的に取り組まれています。

また、特別支援教育においては、担当する臨時講師を増員し、きめ細やかな対応をされています。

現行の少人数学級編制につきましては、小学校1年及び2年を30人学級、3年から6年までを35人学級、また、中学校全学年を35人学級としており、町単独事業として、全国的にみても充実した内容となっています。

次に、子育て支援のまちづくりでは、新たに産後ケア事業や子育てサロンの実施、マタニティ・子育てタクシー利用料金の助成などに取り組まれており、さらに、児童家庭相談システムを導入するなど児童虐待対策の充実を図られています。

また、安全で快適なまちづくりでは、通学路を中心とした防犯カメラの増設及びグリーンベルトの設置、いかるがパークウェイの事業進捗にあわせた都市計画道路法隆寺線の国道25号への接続工事や2か年計画での斑鳩小学校及び斑鳩中学校の渡り廊下等の耐震補強工事などを進められます。

さらには、活力とにぎわいのあるまちづくりにおいて、観光及び産業の振興や地域経済の活性化を図るため、「マルシェ・ホテル・駐車場複合施設」の民間誘致、そして、世界遺産を活かした観光の推進などに積極的に取り組まれています。

以上のことから、私は、本町の行政課題に対して、意欲的に取り組むための予算を編成されたものと考え、本議案に賛成するものであります。

最後に、町財政の健全性を維持し、将来にわたって持続可能な財政運営をされることを強く期待しまして、私の賛成意見といたします。

○議長（伴吉晴君） 続いて、討論を申し出た他の議員の発言を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第23号 平成30年度斑鳩町一般会計予算について私も賛成の立場から意見を申し上げます。

平成30年度の予算は現町長になって初めての予算編成となりました。予算全体のなかで扶助費が大きく増加するもとでも、昨年12月の一般質問で答弁されたように福祉、

教育は後退させないとの姿勢を守って編成されているとともに、イベント等の見直しによって緊縮財政が図られていることも評価の大きなポイントだと感じました。

それでは、予算審査を通じて感じた主な点について、述べさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、シルバー人材センターの契約金額の見直しです。この間、問題指摘してきました町がシルバー人材センターに発注している事業の契約単価が最低賃金を下回っていることについて、前町長のときには全く改善しようとする姿勢が見られませんでした。この点についてはきちんと改善されるとともに、シルバー人材センターとの連携についても担当窓口を設け情報提供等に努めておられることが確認できました。今後、ますます高齢化が進むなか、高齢者の生きがい対策としてシルバー人材センターが果たしていただく役割がさらに重要になると考え、町長が変わり町の姿勢が改善された点については、高く評価できるものだと考えます。

次に、2点目として、臨時保育士の賃金の改善です。シルバー人材センターへの対応もそうですが、昨年12月に町としての方向性は示していただけていますが、この間、正規の保育士と同じ仕事をしながらも臨時職員だからということで賃金に格差がありました。また、保育士の賃金そのものが全国的にもサラリーマンの平均賃金より10万円程度低いと問題視されるなか、町が独自に臨時保育士の賃金を幼稚園教諭並に引き上げたことは、近隣の町にも良い影響を及ぼすのではないかと期待をいたします。また、これまで斑鳩町として待機児は出さないとの姿勢を堅持し、保育所の増設等ハード面での整備を進めてきましたが、保育士の待遇を改善することで、保育士の確保についてもその体制が充実し、子育て応援の町としての姿勢をより明確に町内外に示すことができ、住民福祉の向上、斑鳩町の発展に大きく寄与するものだと考えます。

次に、3点目として、学童保育の充実です。この間増え続けている入所申し込みに対して、小学校や幼稚園の空き教室なども活用し、全て断ることなく受け入れていこうとする姿勢を確認いたしました。さらに、これまでは、保育士等の資格のある方しか指導員として採用されてきませんでした。それはそれで、本来、悪いことではないのですが、しかし、募集をしてもなかなか指導員のなり手がおらず、基準ギリギリの人数での運営では、いずれ事故が起きてしまうのではないかと懸念が付きまとうなか、保護者の声に応え、補助員を採用することで人員を充実させ、また、現場にきちんと責任者を置くということと合わせて体制が強化されている点についても高く評価できるものだと考えます。

次に4点目として、これは、数値化されてはかれるものではありませんが、この間、現町長が就任されて以降、一貫して議会との信頼関係を築こうと、議会に対して報告・相談をするという姿勢が貫かれていることです。2月の閉会中の委員会で明らかになり、新聞報道などでも取り上げられました、一般廃棄物の搬入にかかる問題では、問題発覚から報告までにタイムラグが発生しており、私も一般質問で報告が遅いことについて指摘をさせていただきましたが、それでもきちんと議会に報告し相談しようという姿勢を崩すことなく対応されていると思います。前町長の際には、議会に対しての報告がないだけでなく、町長選挙で大きな争点の一つとなった日本遺産認定協議会の問題では、加入するときも脱退するときも議会に対して事前の相談もなく、また、脱退の仕方に問題があると厳しく指摘しても、非を認めようとしないう、住民や議会を軽視する傾向は本当にひどいものがあっただけに、現町長に変わって以降の町の姿勢は町政の民主化という点で高く評価できるものだと考えます。

一つ一つの事業については、まだまだ評価できる点は多くありますが、先ほどの賛成討論を行った方の内容ともかぶりますので、割愛をいたします。

今回の予算審査を通じて、私が感じました評価できる点について、ただ今主なものを申しあげました。

また、一方で今回の予算編成のなかでは、Jアラートの更新事業や県リニアの会への負担金、また、マイナンバーシステムを基礎とするコンビニ交付サービス事業、さらにいかるがバイパスパークウェイ推進に係る費用など、いくつかの点で問題があると考えています。しかし、今回、修正案を提出して原案に反対するか、問題点については指摘しつつ原案に賛成するかかなり悩みましたが、さきほど4点目に挙げました、住民や議会に対して誠実に対応しようとする町の姿勢、町政の民主化が大きく前進したという点に評価の重点を置いて総合的に判断をさせていただきました。また、予算審査特別委員会でも指摘しましたが、30人学級の充実や学習支援制度については負担金を廃止することについて改めて、この討論のなかで求めておきたいと思います。

平成30年度の予算審査については、問題点もありますが、総合的に判断して原案に対して賛成いたします。

以上で、議案第23号 平成30年度斑鳩町一般会計予算に対する私の賛成意見とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第24号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、予算審査特別委員会において、先ほどの委員長報告のとおり、満場一致で可決すべきものと決しておりましたが、賛否の討論を要するとの申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) それでは、議案第24号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての反対意見を述べさせていただきます。

国民健康保険加入者の方は、自営業の方、退職後の方に加え、就労の多様化から社会保険に加入されていない方等がおられます。平成30年度からの新制度により県での統一制度となります。緩和措置後の平成36年度には、県への納付金が、確実に住民負担を増大する仕組みであることは明確でございます。斑鳩町では、保険税の増税と合わせて、課税区分の改正が提案されました。資産割等の廃止により、減税になる方がおられますが、一方で大幅な増税となる方がかなりおいででございます。高齢で収入が少ない方や医療・介護の利用一部負担金の多い方、また多子世帯の方等への急激な増税の緩和を図ることが必要であると考えます。国からの拠出金の増額を求めつつ、一般会計からの繰り入れ増額も必要と考えます。住民への負担増を強いる、この議案に対して私は反対でございます。以上で反対意見とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

10番、坂口議員。

○10番(坂口徹君) それでは、議案第24号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

国民健康保険の県単位化により、平成30年度から、奈良県が主体となり国民健康保険の運営を行うことになることから、本特別会計は大きく変わる事となります。

平成30年度以降は、保険給付費等の費用を全額県が負担し、その財源として、町は、県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付することにより、県全体で国民健康保険

の医療費を分かち合うこととなります。

また、町は、県へ納付する納付金に見合う税収を確保できるようにすることで、累積赤字の減少を図ることも考えられており、国民健康保険の安定的な運営も進められていくのではないかと考えるものであります。このようななか、本特別会計予算では、納付金の納付や、その財源の確保が明確になっていること、医療費適正化や健康に関する事業について、県で共同実施されることなど、これまで以上の取組が見込まれることなども考慮すると、反対すべきところは見当たらないものと考えます。

町におかれては、平成36年度に予定されている国民健康保険税の県統一化を見据えるなかで、なおいっそうの国民健康保険財政の健全化に努めていただくよう要望して、賛成意見といたします。議員皆様の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、議案第24号については、賛成多数で可決いたされました。

次に、議案第25号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第26号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会において、先ほどの委員長報告のとおり、満場一致で可決すべきものと決しておりましたが、賛否の討論を要するとの申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議案第26号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての反対意見を述べます。

私は、後期高齢者医療制度の制度自体に反対の意見を持っております。本議案は国民健康保険法等の一部を改正する法律により改正された、高齢者の医療の確保に関する法律が、平成30年4月1日からの施行となるため、本議会に提案されている条例の一部を改正するとともに、また、その改正内容に沿った予算案でございます。年齢によって医療をうける権利を差別・侵害するものにほかなりません。抜本的な制度改正が必要との考えから、反対を表明いたします。

町では高齢者に対する、医療と介護の支援充実のための取り組みが進められておりますが、高齢化は身体の衰えとともに健康への不安も増大いたします。医療面でのサポートは安心して生活をするために必要な要素です。しかし、年金の目減り、予定されている消費税の増税など生活不安は増大しているのではないのでしょうか。医療受診の抑制は介護保険利用抑制と共に増えていきます。この不安が健康寿命へもたらす弊害ははかり切れません。広域連合にかかわっての業務であることは承知しておりますが、申し述べましたように、以上の理由により反対を表明いたします。皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長(伴吉晴君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) 議案第26号 平成30年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、法令の規定により、県内の全ての市町村で構成された広域連合が運営主体であり、県全体のこの制度における医療に要する費用の推計をはじめ、保険料率の決定にかかわる事項はすべて広域連合において作業されるものであります。この制度において特別会計が設置されているのは、収納した保険料が広域連合に納付されることを明確にするためであり、平成30年度の予算についても、町が決められた保険料の総額や軽減に必要な財源等について、適正に予算に計上されているものであります。

以上の観点から、平成30年度予算については、極めて真つ当なものであり、賛成するものであります。

後期高齢者医療制度については、部分的な見直しを経ながら、創設から10年を経過しようとしており、すでに定着しているものと考えますが、町におかれては、町民の最も身近な窓口として高齢者の相談などには丁寧に対応していただくとともに、引き続き、この制度の円滑な運営に努力していただくことをお願いをいたしまして、私の賛成意見といたします。

議員の皆さまのご賛同、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(伴吉晴君) これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(伴吉晴君) 起立多数であります。

よって、議案第26号については、賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第27号 平成30年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第28号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、満場一致で可決いたしました。

次に、認定第1号 町道認定及び町道の一部廃止についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定いたしました。

次に、陳情第1号 峨瀬自治会内町道(546号線)の安全対策についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、満場一致で採択いたされました。

次に、陳情第2号 手話言語条例制定に関する陳情についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり趣旨採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、満場一致で趣旨採択いたされました。

次に、陳情第3号 一時預かり保育事業に関する陳情についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり趣旨採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については、満場一致で趣旨採択いたされました。

次に、議案第29号 平成29年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の変更についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、満場一致で可決いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆様のお手元に配布いたしております、追加日程1. 議案第30号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、追加日程2. 発議第1号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書について、追加日程3. 発議第2号 核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 議案第30号、追加日程2. 発議第1号、追加日程3. 発議第

2号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 議案第30号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） それでは、議案第30号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明をさせていただきます。

まず議案書を朗読させていただきます。

議案第30号

平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し議会の議決を求めます。

平成30年3月23日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

それでは、本補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費についてでございます。今回、繰越明許の予算措置をお願いいたしますのは、第9款 教育費、第5項 社会教育費で史跡中宮寺跡整備事業（周辺整備分）として、750万円を追加する補正予算でございます。史跡地周辺の整備工事を行うにあたり、当該地の発掘調査を行っていたところ、東西に並んだ柱穴の列を確認いたしました。この遺構が中宮寺に関する遺構の可能性もありますことから、史跡中宮寺跡整備検討委員会の先生方とご相談をさせていただき、また県教育委員会とも協議をいたしまして、今後の方針を定めてまいりたいと考えており、当面この工事に着手できる状況ではございませんので、当該工事費につきまして繰越明許費として平成30年度へ予算繰越をお願いするものでございます。恐れ入りますが予算書の1ページにお戻りいた

だきたいと思います。

予算総則を朗読させていただきます。

平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）

平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1条 繰越明許費」による。

平成30年3月23日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

以上をもちまして、議案第30号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてのご説明とさせていただきます。

どうか温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案に関する質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第30号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、満場一致で可決いたされました。

次に、追加日程2. 発議第1号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） それでは、発議第1号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書について、提案説明をさせていただきます。

まずはじめに議案書を朗読いたします。

発議第1号

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の

河道掘削の予算の確保を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成30年3月23日提出

議 会 議 員

小 村 尚 己

奥 村 容 子

意見書の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

洪水回避等を目的とした流量確保のための

中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね3か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。

2 「中小河川緊急対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。

3 今回の「中小河川緊急対策プロジェクト」は、概ね3か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

奈良県斑鳩町議会

議員皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伴吉晴君) お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、満場一致で可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

次に、追加日程3. 発議第2号 核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) それでは、発議第2号 核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見書についての提案理由を申し述べます。

まず議案書を朗読いたします。

発議第2号

核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成30年3月23日提出

議 会 議 員

濱 眞 理 子

木 澤 正 男

続きまして、意見書を朗読いたしまして、提案理由とさせていただきます。

核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見書

核兵器禁止条約について交渉する国連会議は昨年7月7日、国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で核兵器禁止条約を採択し、核兵器のない世界への歴史的一步を踏み出した。しかし、唯一の戦争被爆国である日本政府は核保有国と歩調を合わせこの会議に参加しなかった。

核兵器禁止条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らしてその違憲性を明確に述べている。さらに「核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）及び核実験の被害者にもたらされた容認し難い苦難と損害に留意し」と広島と長崎の被爆者に言及し、核兵器廃絶の必要性を明確にした。

昨年9月20日から核兵器禁止条約への署名が国連本部で始まり、初日だけで50カ国が署名し、50カ国目の批准から90日後に条約が発効する予定である。

核兵器により唯一国民が被爆した国の政府として速やかに署名し、国会での批准を経て核兵器禁止条約に正式に参加することを強く求める。

よって国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 政府は速やかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2 衆議院、参議院の両院で速やかに核兵器禁止条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

奈良県斑鳩町議会

以上です。皆様のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、満場一致で可決いたしました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

次に、日程5. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いたします。

次に、日程6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 平成30年第1回斑鳩町議会定例会の閉会にあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

本定例会には去る3月2日の初日に斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてなど35議案を提出させていただきました。また、平成29年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の変更について、および平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてなど追加上程させていただきましたところ、議員皆様方には初日から本日まで終始熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、あたたかいご配慮によりまして原案どおりご承認賜りましたことに対し、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

またご承認いただきました、平成30年度予算は私が町長として初めて編成した予算でございまして、新しい斑鳩の創造に向け職員ともども一丸となって諸施策の推進に取り組んでまいりますので、今後ともご理解、ご協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

まだまだ肌寒い日が、天候不順の日もありますので、議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) これをもって、平成30年第1回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午前11時33分 閉会)